平成２５年（フ）第７０３号
札幌市白石区菊水元町８条３丁目３番13号　Ｔハイツ103号
債務者　上見みどり
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７０８号
札幌市中央区南３条西13丁目320番地６　タキシムハイツ313－５－Ｃ号
債務者　柴田　直樹
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７２９号
札幌市北区麻生町５丁目７番６号　コーポ稲川302号
債務者　北原　芳夫
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７３３号
北海道虻田郡倶知安町南２条東１丁目13番地17　（方書）コーポ福光201、申立時の住所札幌市西区八軒１条西３丁目１番51号　メゾン八軒201号
債務者　西出　優子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７４４号
札幌市北区北23条西２丁目１番35―202号
債務者　三浦百香子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１１号
札幌市豊平区福住２条７丁目３番28号　福住パークサイドマンシヨン202
債務者　森越　秀典
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４３号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番11―205号
債務者　渡辺　弓子（旧姓玉水）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１３１号
群馬県渋川市金井1492番地３　厚生年金住宅
債務者　袖野　恵一
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３６号
群馬県前橋市駒形町850番地３
債務者　阿久津　博
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３７号
群馬県伊勢崎市宮前町1550番地１　セラヴィＣ202
債務者　髙木　八純
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４０号
群馬県前橋市国領町１丁目９番15―408号
債務者　穂波　郁子（旧姓戸塚）
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８０号
群馬県高崎市倉賀野町4645番地37
債務者　柳澤　清恵（旧姓菅波）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第１６５号
埼玉県熊谷市上之2680番地５　サンシティ龍前105
債務者　飛田　　光
1　決定年月日時　平成25年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５７号
静岡県伊東市湯川501番地の７
債務者　山本　敦子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４７７号
京都市伏見区羽束師鴨川町187番地１　レオパレスＣＯＮＹ103、前住所大阪府三島郡島本町桜井１丁目10番16号ロイヤルコーポ水無瀬Ｅ―103
債務者　上内田智彦
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４９４号
京都市西京区桂上野東町164番地　ストーク桂Ｉ307
債務者　清水　大地
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３５０号
堺市東区野尻町48番地グランディ白鷺407号、住民票上の住所堺市東区北野田１番地６セントラルタワー306号
債務者　國府田大樹
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月30日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係